

短期入所生活介護 重要事項説明書

社会福祉法人 欣寿会
短期入所生活介護事業所 おりひめ

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名 社会福祉法人 欣寿会 短期入所生活介護事業所おりひめ

指定番号 1971200520

所在地 山梨県富士吉田市上吉田5410番地の1

管理者の氏名 三浦 大輔

電話番号 0555-73-8552

FAX番号 0555-73-8553

(2) 事業所の従業者体制及び職務の内容 事業所の指定基準に準じて配置。

管理者 1名（併設指定介護老人福祉施設と兼務） 業務の一元的な管理

生活相談員 1名（併設指定介護老人福祉施設と兼務） 生活相談及び指導

介護職員 必要人数（併設指定介護老人福祉施設と兼務） 介護業務

看護職員 必要人数（併設指定介護老人福祉施設と兼務） 心身の健康管理、口腔衛生と機能の
チェック及び指導、保健衛生管理

機能訓練指導員 必要人数（看護職員と兼務） 身体機能の向上・健康維持のための指導

嘱託医師 1名（併設指定介護老人福祉施設と兼務） 健康管理及び療養上の指導

管理栄養士 1名（併設指定介護老人福祉施設と兼務） 食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等

(3) 設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。居室はすべて個室です。

居室

居室の種類	室数	面積
個室	9室	12.21㎡～13.70㎡

主な各ユニット設備

設備の種類	数	面積
共同生活室1	1	29.33㎡
浴室	1	5.46㎡
便所	3～4	3.46㎡～4.73㎡
洗濯室	1	7.36㎡～7.70㎡

※上記は、厚生省が定める基準により、短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。居室の利用にあたって、居住費のご負担をいただきます。

※居室の変更：、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者と協議のうえ決定するものとします。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

② 食事

食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて提供します。

③ 入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④ 介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本にご家族に対応いただきます。

⑧ 洗濯

衣類等の洗濯を行います。

(2) その他のサービス

① 理美容

定期的に、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出ください。

② 所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願いいたします。

③ レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行うことがあります。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。(利用期間中に行われる場合)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額 併設型ユニット型

(1) 基本料金（1日当たり）1割負担の場合

要介護1	704円
要介護2	772円
要介護3	847円
要介護4	918円
要介護5	987円

(2) 加算料金等

ア 夜勤職員配置加算Ⅱ	1日につき	18円
イ サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日につき	6円
ウ 送迎加算	片道につき	184円
エ 介護職員等処遇改善加算	所定単位数に合わせて上記加算×14%	

※1日の料金は料金表を参照。（加算については、加算条件を満たした場合に算定となります。）

（ご利用中に加算内容を変更する場合があります。）

(3) 食事の提供に要する費用 基準額 1日につき 1,445円

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は認定証の金額の費用となります。

入所・退所の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。ただし、その額が負担限度額を下回った場合はその額とします。

なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日当りの額とします。（全ての食事を摂らない場合を除く。）

(4) 滞在に要する費用 基準額 1日につき 2,066円

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は認定証の金額の費用となります。

(4) 理美容代 2,000円（利用料と合わせて引き落とし）

(5) エンゼル料 20,000円（施設内でお亡くなりになったときの処置に関する費用）

5. サービス利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

施設利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

火器及び危険物

(2) 面会

面会時間 10:00～15:00（原則として） *17:30に閉門致します。

※来訪者は、必ずその都度受付の面会簿にご記入下さい。

※なお来訪される場合、犬、猫、小鳥等ペットの類の持込みは禁止とさせていただきます。

(3) 受診

受診・付き添いはご家族で対応とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂きます。
- ・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

(6) その他

- ・利用者・ご家族から職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑を及ぼすような行為や宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ・施設で決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等はできません。

6. 非常災害時の対応

非常時の対策	別途定める「特別養護老人ホーム おりひめ消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	上宿連合自治会（上宿消防団）と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム おりひめ消防計画」にのっとり、年3回夜間、および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	224箇所	非常通報装置	あり
	避難階段	2箇所	非常用電源	あり
	自動火災報知器	96箇所		
	誘導灯	15箇所		
	補助散水栓	屋外1屋内2		
消防計画等	消防署への届出日：令和2年06月01日 防火管理者：三浦大輔			

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

※緊急時は、時間問わずご家族にご連絡(電話やメール)をいたします。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

当施設では、ご利用者から提供されたご利用者およびご家族に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① ご利用者へ提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご利用者のために行う管理運営業務(入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等)
- ④ 施設のために行う管理運営業務(介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等)

(2) 第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご利用者およびご家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所等との連携(サービス担当者会議等)及び連絡調整が必要な場合
- ③ ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ ご家族への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託(一部委託含む)
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3) ご利用者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご利用者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては(2)の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させて頂きます。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望があらわれる場合は遠慮無くお申し出下さい。

(4) 施設内外での写真及び動画の掲示及びホームページや施設便り等でお名前、写真の掲示
当施設では、外出やお祭り行事等の楽しい思い出を、参加されたご利用者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。またご利用者の家族、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、ホームページや施設便り等にお名前やお写真等を掲載することがあります。施設内での写真の掲示、ホームページや施設便り等へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮無くお申し出下さい。

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

・虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 三浦 大輔
-------------	-----------

2 苦情解決体制を整備しています。

3 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

4 抑制予防(虐待防止)委員会を設置しています。

5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 苦情の受付について

当施設ご利用相談室	苦情窓口担当者 相談係 遠藤 悠加 苦情解決責任者 施設長 三浦 大輔 ご利用時間 08:30～17:30 ご利用方法 電話 0555-73-8552
第三者委員会	宮下 公雄 電話 0555-22-3000 清水 慶子 電話 0555-24-1870
市町村	介護保険相談窓口 富士吉田市健康長寿課 0555-22-1111
山梨県国保連	健康長寿推進課 電話 0552-33-9201 毎週水曜日 09:00～16:00
第三者評価受審有無	評価機関による受審履歴はありません。

13. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

①

医療機関の名称	大田屋いまい泌尿器クリニック
氏名	院長 今井 佑樹
所在地	山梨県富士吉田市上吉田5-9-14
電話番号	0555-25-6175
診療科	泌尿器科
その他	入院設備なし
契約の概要	当施設と上記病院とは、入所者に病状の急変が合った場合、受診について協力関係にあります。

②

医療機関の名称	国民健康保険 富士吉田市立病院
所在地	山梨県富士吉田市上吉田東7丁目11番1号
電話番号	0555-22-4111
診療科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・耳鼻科・循環器科・泌尿器科 精神科・産婦人科・小児科
その他	入院設備：250床 救急指定有
契約の概要	当施設と上記病院とは、入所者に病状の急変が合った場合、受診ならびに入院加療について協力関係にあります。

③

医療機関の名称	山梨赤十字病院
所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1
電話番号	0555-72-2222
診療科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・耳鼻科・泌尿器科・皮膚科 産婦人科・小児科
その他	入院設備：220床 救急指定有
契約の概要	当施設と上記病院とは、入所者に病状の急変が合った場合、受診ならびに入院加療について協力関係にあります。

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「救急搬送等に関する同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

14. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。また事故の発生において施設の責任がないと認められる場合、施設は損害賠償責任を負わないものとします。

15. 身元引受人

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

- ・当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取って頂きます。
- ・また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担頂きます。
- ・身元引受人に問題がある場合は、親族等の同席を求めて話し合いを行います。

16. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額100万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 **鉄筋コンクリート造3階建(耐火建築)**
- (2) 建物の延べ床面積 **1,594.16㎡**
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

事業の種類		富士吉田市長の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	地域密着型老人福祉施設 入所者生活介護	平成24年04月26日	1991200054	29人
居宅	指定短期入所生活介護	平成24年05月01日	1971200520	9人
居宅	指定居宅介護支援事業所	令和3年3月1日	1971200694	

- (4) 施設の周辺環境 **日当たり良、パインズパーク、上吉田浅間神社隣接**

私は、本書面に基づいて、職員(職種 生活相談員 氏名 三岡 菜摘)から上記重要事項説明書の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

(利用者)

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____

(代理人)

署 名 代 行 者 住 所 _____

氏 名 _____

本 人 と の 続 柄 _____

連 絡 先 _____

(事業者)

事 業 者 住 所 山梨県富士吉田市上吉田 5410 番地の 1

事業所名 社会福祉法人 欣寿会

短期入所生活介護事業所 おりひめ

代表者名 施 設 長 三 浦 大 輔 印